

参考資料

(特別会計の概要、資金の流れ)

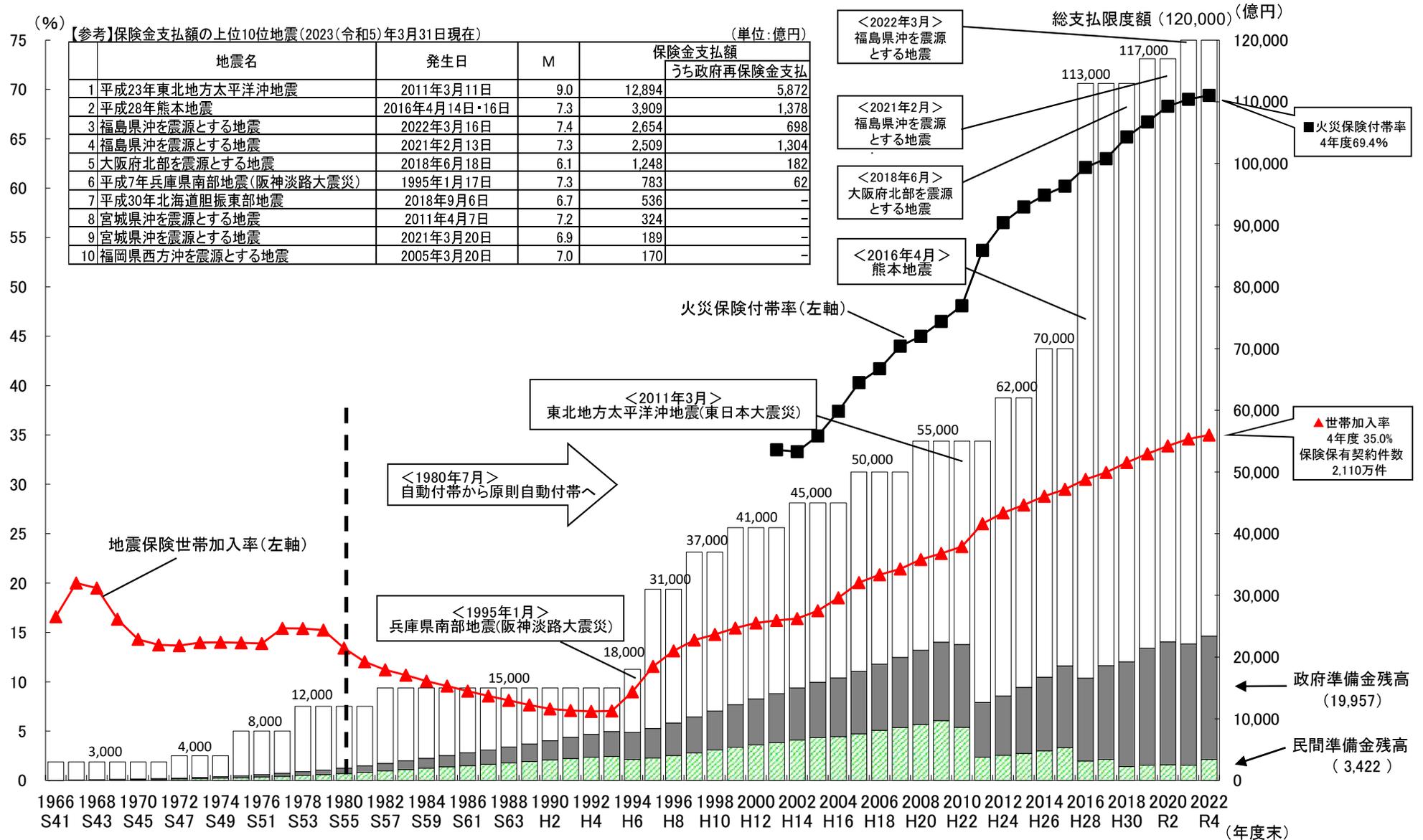
地震保険制度について

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与すること(1966(昭和41)年創設)																							
2. 対象危険	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害(通常の火災保険では免責)																							
3. 保険の目的	居住の用に供する建物(専用住宅・併用住宅)及び生活用動産(家財)																							
4. 加入方法	火災保険契約に原則自動付帯(契約者の意思により加入しないことも可)																							
5. 保険金額	火災保険金額の30%~50%の範囲 (限度額:建物5,000万円、家財1,000万円)																							
6. 保険金の支払基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害区分</th> <th>一部損</th> <th>小半損</th> <th>大半損</th> <th>全損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険金額に対する支払割合</td> <td>5%</td> <td>30%</td> <td>60%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				損害区分	一部損	小半損	大半損	全損	保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%										
損害区分	一部損	小半損	大半損	全損																				
保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%																				
7. 保険料	<p>地震保険の保険料率は、現状の地震保険加入件数及び保有保険金額を前提とした1年間における予想支払保険金額を、保険数理に基づいて算出することにより設定。また、都道府県を単位とした料率区分を設け、地震危険度の格差を反映。</p> <p>【現行の年間保険料(地震保険の保険金額1,000万円あたり)】※令和4年10月に料率改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">等地區分</th> <th>イ構造※1</th> <th>ロ構造※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等地</td> <td>①</td> <td>7,300円</td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>2等地</td> <td>①</td> <td>11,600円</td> <td>19,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3等地</td> <td>①</td> <td>23,000円</td> <td rowspan="3">41,100円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>26,500円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>27,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 イ構造:主としてコンクリート造、鉄骨造の建物 ※2 ロ構造:主として木造の建物(ただし、経過措置の保険料は異なる)</p> <p>1等地:①北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島 2等地:①宮城、福島、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、宮崎、沖縄 3等地:①茨城、徳島、高知 ②埼玉 ③千葉、東京、神奈川、静岡</p> <p>※建物の耐震性能に応じて、「免震建築物割引」、「耐震等級割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」の4種類の割引制度があり、10~50%の割引率が適用。</p>				等地區分		イ構造※1	ロ構造※2	1等地	①	7,300円	11,200円	2等地	①	11,600円	19,500円	3等地	①	23,000円	41,100円	②	26,500円	③	27,500円
等地區分		イ構造※1	ロ構造※2																					
1等地	①	7,300円	11,200円																					
2等地	①	11,600円	19,500円																					
3等地	①	23,000円	41,100円																					
	②	26,500円																						
	③	27,500円																						

政府による再保険について

<p>1. 政府再保険の内容</p>	<p>一定規模以上の保険金支払が生じた場合、政府がその一部を支払うよう、再保険を引受け。具体的には、損害保険会社が引受けた地震保険の全部につき、日本地震再保険(株)が再保険を引受け、さらにその一部につき政府が再保険の引受けを行っている。</p>																		
<p>2. 政府再保険の意義</p>	<p>独立採算制のもと、政府の信用により、一時的な資金(準備金)不足に対しても、民間の採算ベースよりも超長期での収支相償を図ること、かつ、極力経費を圧縮することにより、できる限り低い保険料で、巨大地震にも対応しうる保険を提供。</p>																		
<p>3. 官民保険責任額の構造 (再保険スキーム図)</p>	<p>関東大震災クラス地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう、総支払限度額を設定している。</p> <p>◎総支払限度額 一回の地震等につき 12.0兆円</p> <table border="1"> <caption>再保険スキーム図のデータ</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間 (民間)</td> <td>3,414</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>政府 (政府)</td> <td>11,658.6</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>民間 + 政府 (合計)</td> <td>15,072.6</td> <td>約99.49%</td> </tr> <tr> <td>総支払限度額 (総額)</td> <td>120,000</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>未カバー額 (差)</td> <td>104,927.4</td> <td>約0.51%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額 (億円)	割合	民間 (民間)	3,414	50%	政府 (政府)	11,658.6	50%	民間 + 政府 (合計)	15,072.6	約99.49%	総支払限度額 (総額)	120,000	100%	未カバー額 (差)	104,927.4	約0.51%
項目	金額 (億円)	割合																	
民間 (民間)	3,414	50%																	
政府 (政府)	11,658.6	50%																	
民間 + 政府 (合計)	15,072.6	約99.49%																	
総支払限度額 (総額)	120,000	100%																	
未カバー額 (差)	104,927.4	約0.51%																	
<p>4. 準備金残高 (令和5年3月末)</p>	<table border="1"> <tr> <td>地震再保険特別会計</td> <td>1兆9,957億円</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">政府・民間準備金残高合計</td> <td rowspan="2">2兆3,379億円</td> </tr> <tr> <td>民間保険会社</td> <td>3,422億円</td> </tr> </table> <p>※政府再保険金の支払が歳出予算及び準備金を超える場合は、借入(特会法36条)または一般会計からの繰入(同法32条)により資金調達を行い、将来の再保険料収入により返済を行う。</p>	地震再保険特別会計	1兆9,957億円	}	政府・民間準備金残高合計	2兆3,379億円	民間保険会社	3,422億円											
地震再保険特別会計	1兆9,957億円	}	政府・民間準備金残高合計				2兆3,379億円												
民間保険会社	3,422億円																		

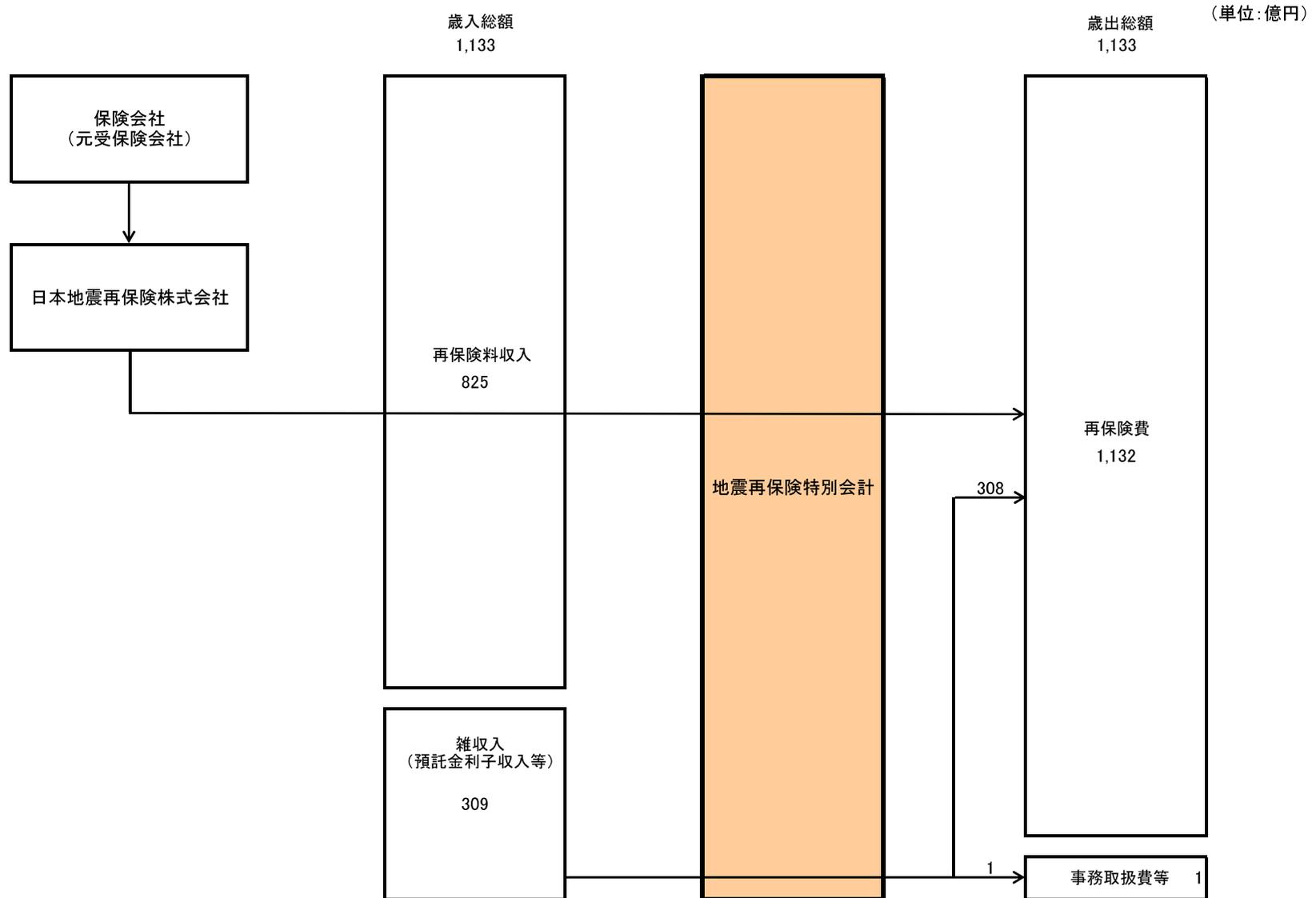
世帯加入率・火災保険付帯率・総支払限度額・準備金の推移



(注1) 総支払限度額とは、1回の地震等に対する政府及び民間の支払保険金額の総和をいう。

(注2) 「火災保険付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合となる。また、「世帯加入率」は、全世帯数のうち地震保険契約に加入している件数の割合となる。※世帯加入率について、2013年以降は、当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

地震再保険特別会計の資金の流れ(令和6年度予算(概算))



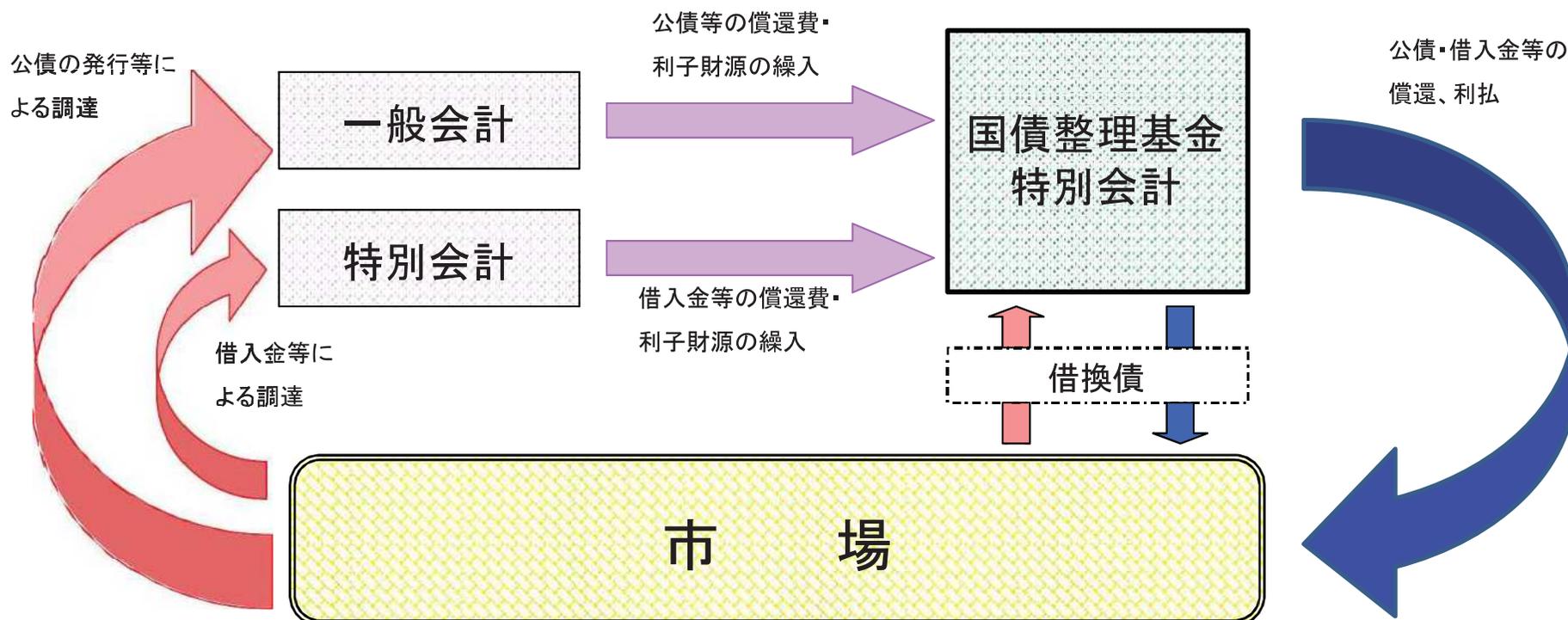
(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入

国債整理基金特別会計の概要

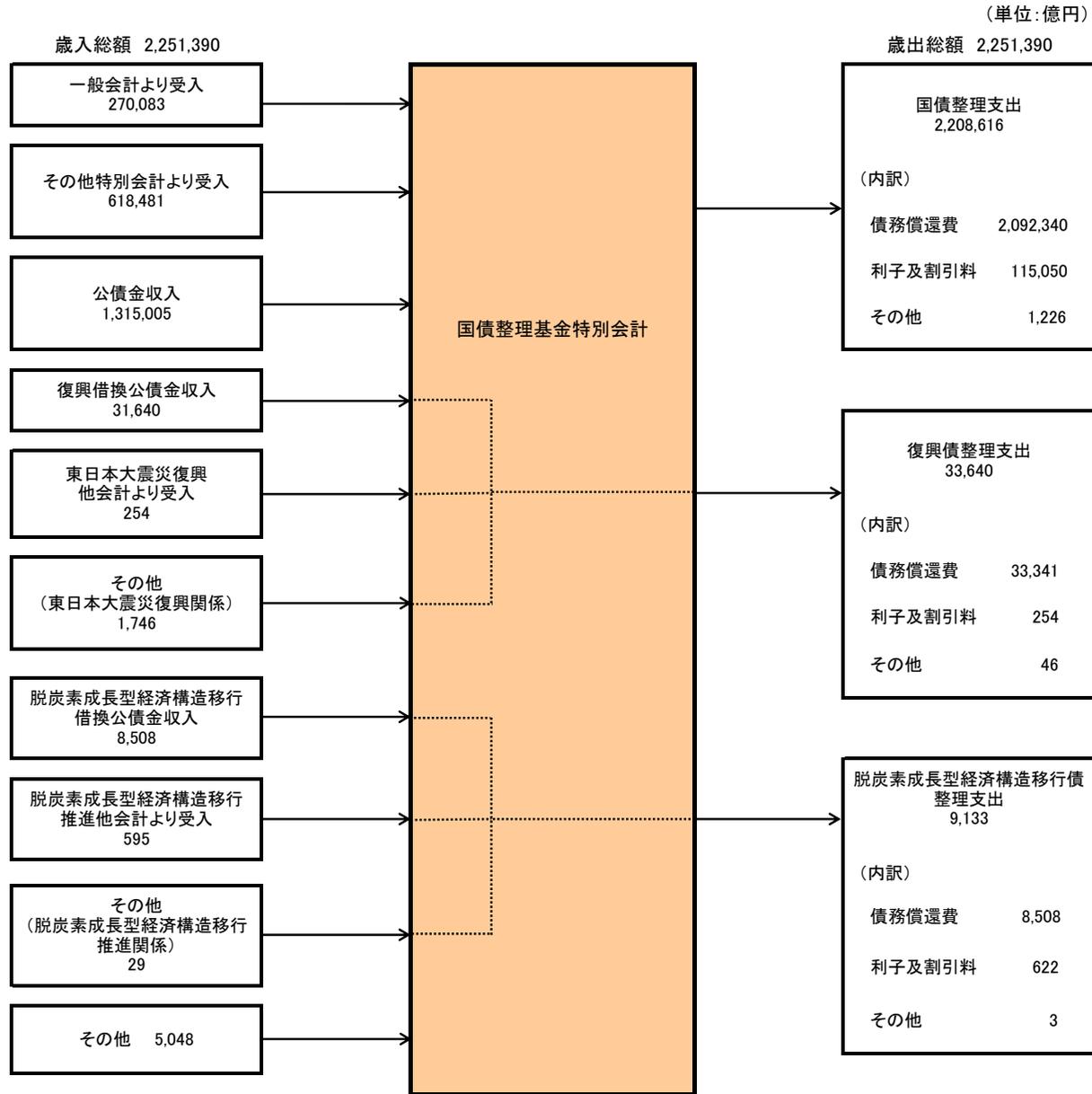
(役 割) 本特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であるとともに、定率繰入れ等の形で一般会計から資金を繰入れ、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っている。

(資金の流れ) 一般会計において発行された公債は、一般会計からの繰入資金を財源として本特別会計から利払いが行われるとともに、一般会計から本特別会計への定率繰入（前年度首残高の100分の1.6）や、「特別会計に関する法律」の規定により発行される借換債の発行収入金等を償還財源として、60年償還ルールに従って減債され、本特別会計から償還が行われる。

また、他の特別会計の借入金等の償還・利払い等についても、本特別会計で一元的に経理している。



国債整理基金特別会計の資金の流れ(令和6年度予算(概算))



(注) 1. 各々の計数において億円未満を四捨五入。

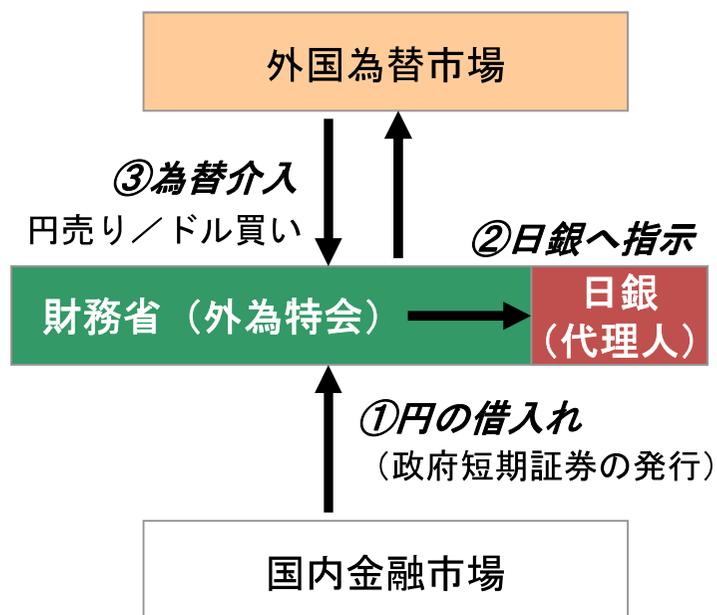
2. 公債金収入には、特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき令和5年度中に発行される借換国債(=前倒債)35兆円が含まれている。

3. このほか、特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき令和6年度中に発行される借換国債44.5兆円を見込んでいる(歳入外)。

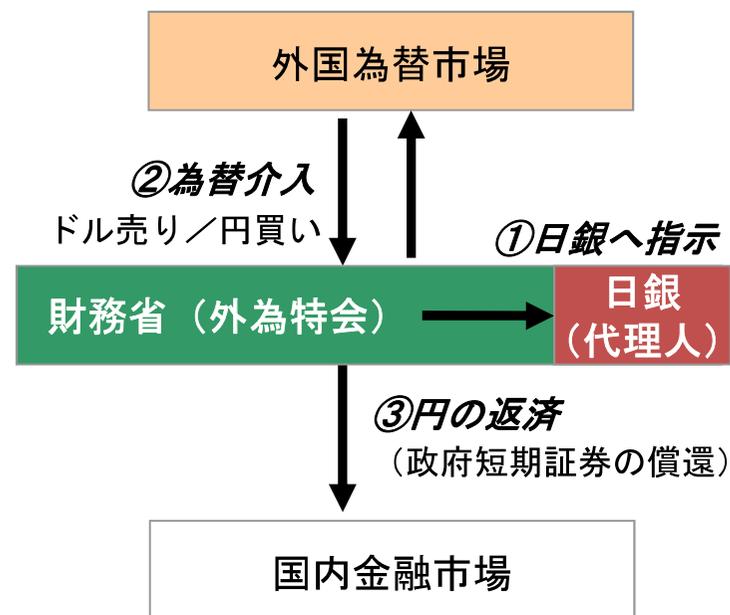
為替介入と外為特会の役割

- 外為特会は、外国為替市場の安定（為替相場の急激な変動の際の為替介入等）のために設けられている。
- 外為特会の保有する外貨は、借金して得た円の対価として得られたものであり、将来のドル（外貨）売り円買い介入に備えて保有している。
- 外貨資産は、「安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この範囲内で可能な限り収益性を追求する」との方針に基づいて運用している。

円高方向に急激な動きが見られた場合
(円売りドル買い介入)



円安方向に急激な動きが見られた場合
(ドル売り円買い介入)



<参考1> 外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)

第7条 第3項 財務大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものとする。

<参考2> 特別会計に関する法律(平成19年3月31日法律第23号)

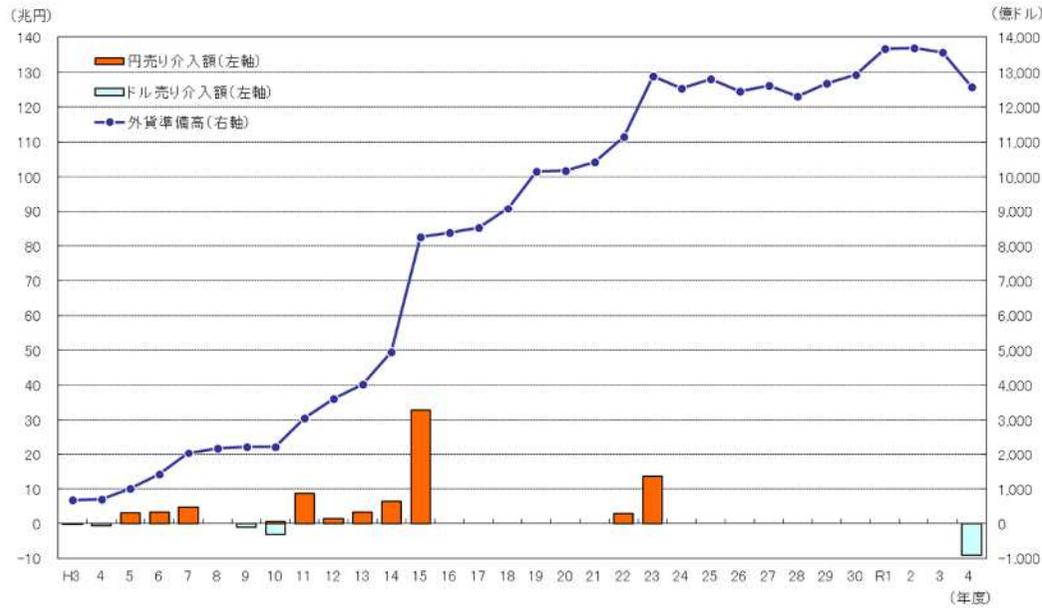
第71条 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。

外為特会の資産・負債の推移

＜ 外貨準備高 (注1) と為替介入額 ＞

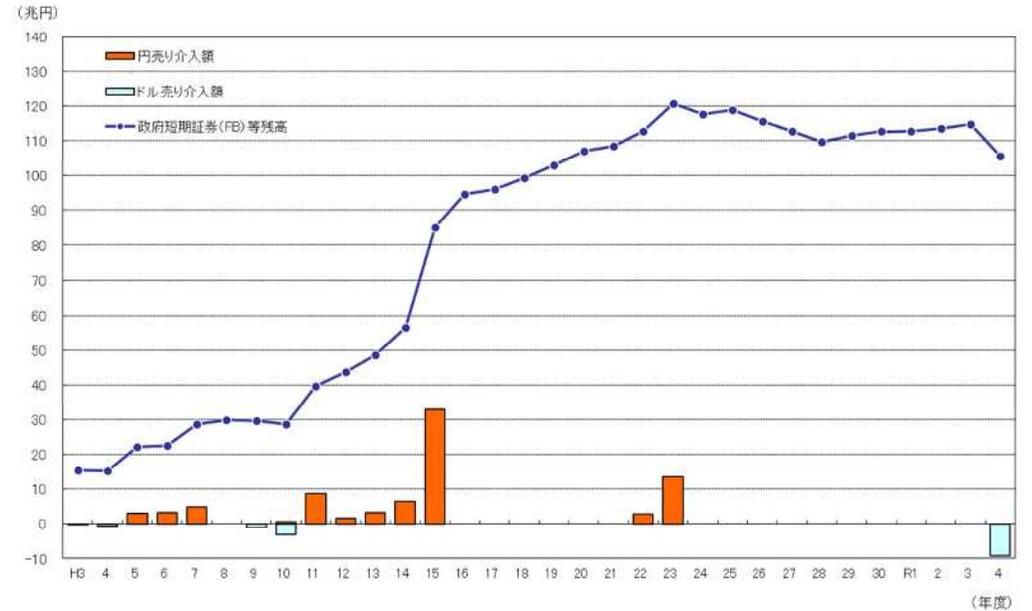
〔 4年度末
1.3兆ドル 〕

〔 4年度
9.2兆円 〕



＜ 政府短期証券(FB)等残高 (注2) ＞

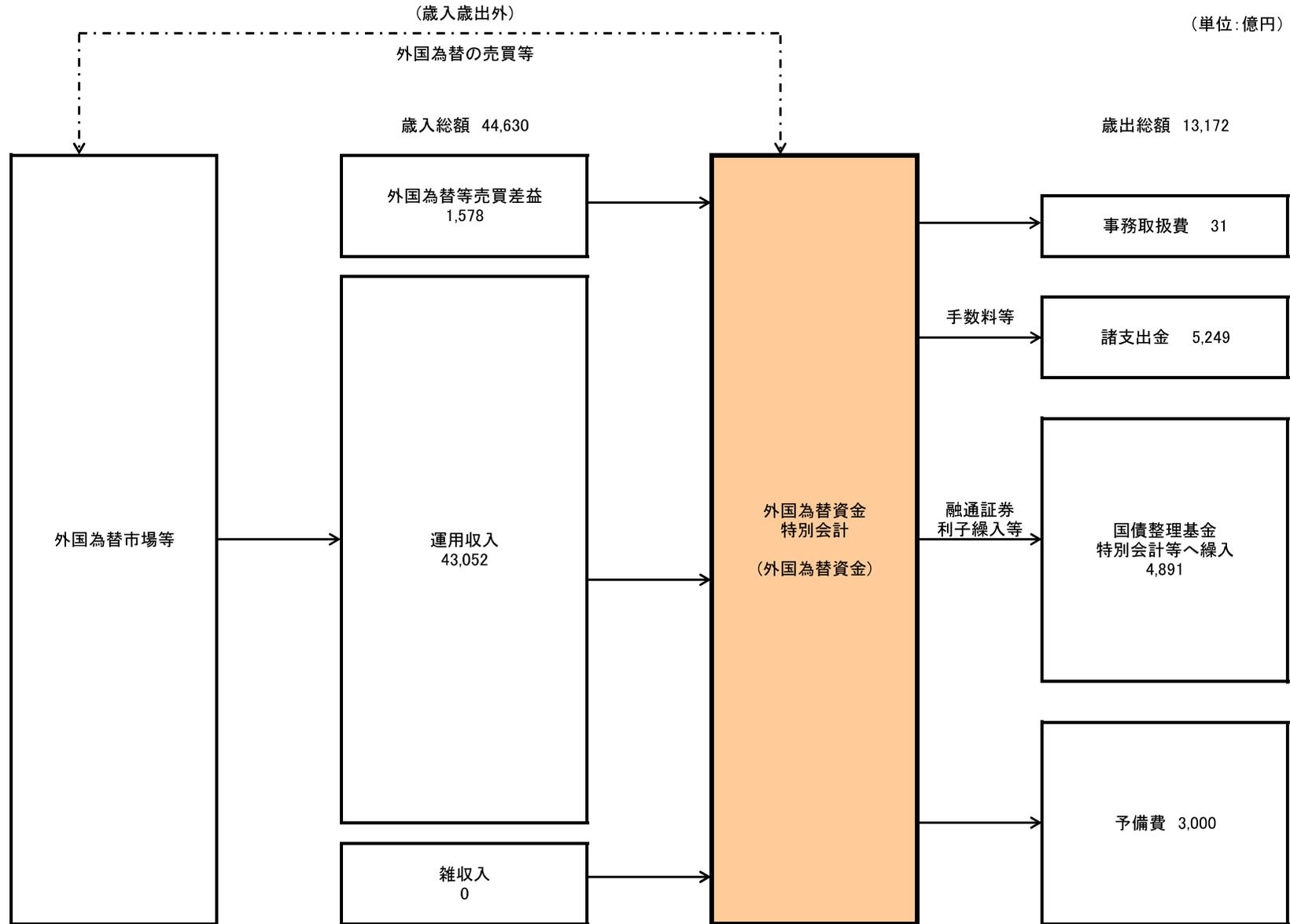
〔 4年度末
105.7兆円 〕



(注1) 外貨準備高は年度末時点の値。公表基準変更に伴い、必ずしもデータの連続性はない。

(注2) 政府短期証券等残高は年度末時点の値であり、国庫余裕金繰替金を含む。

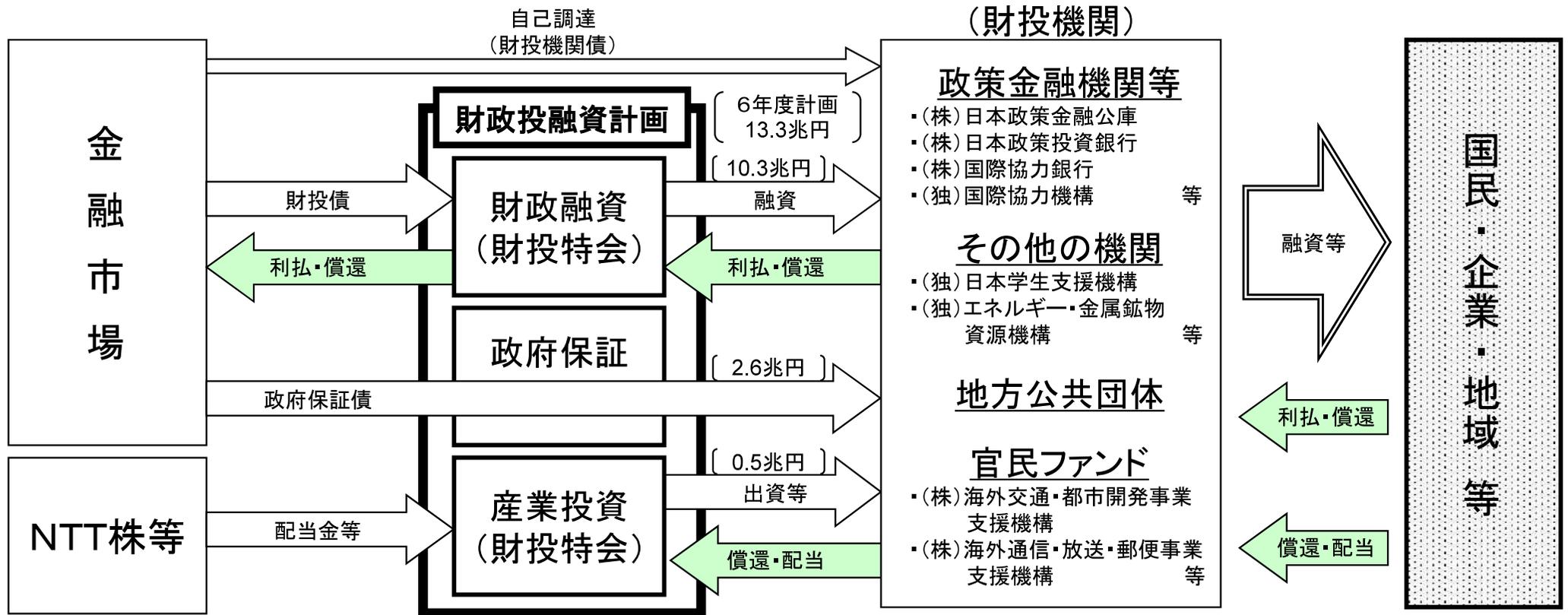
外国為替資金特別会計の資金の流れ(令和6年度予算(概算))



(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入

財政投融资の概要

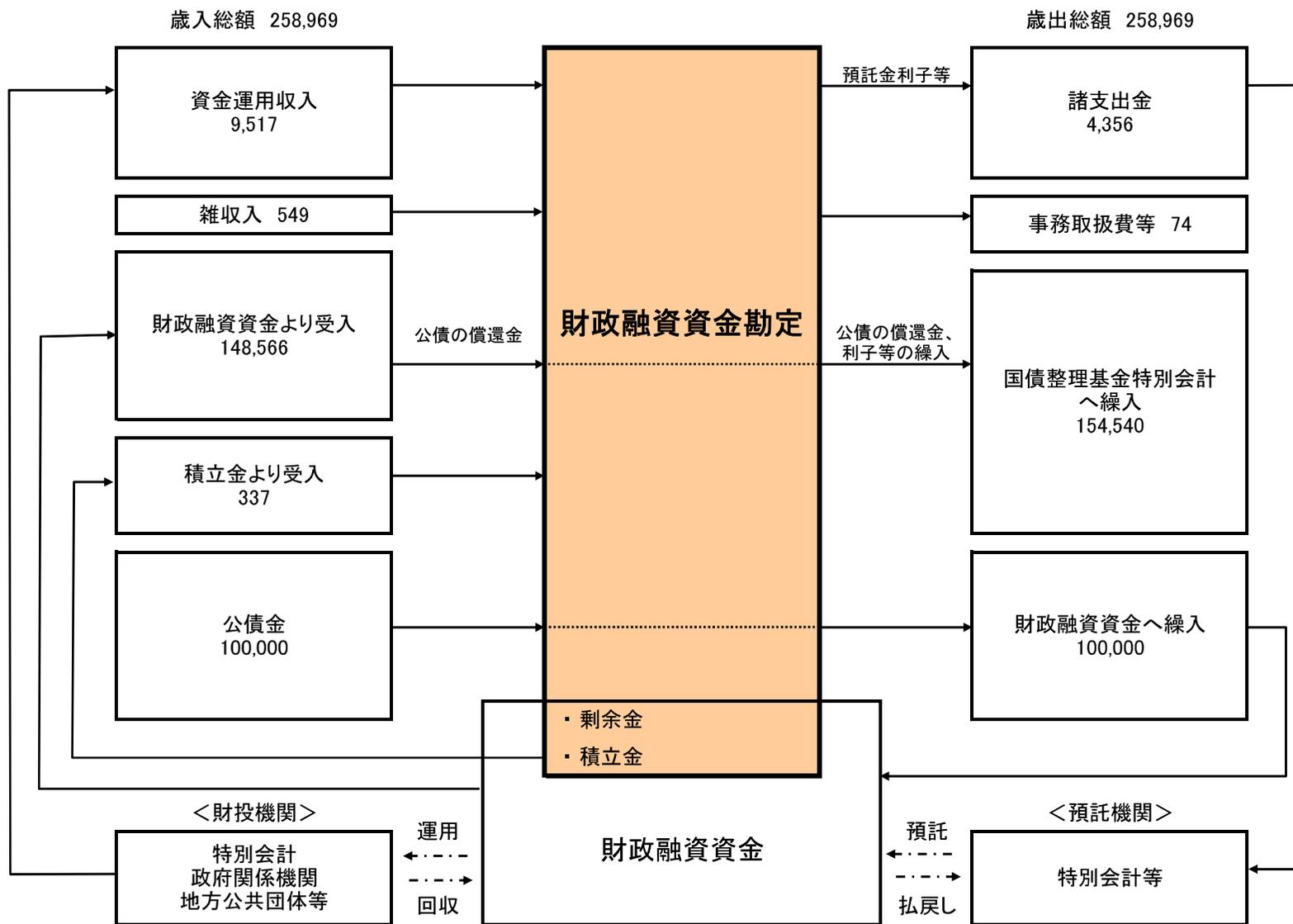
- 財政投融资とは、財投債の発行等によって調達した資金を財源とする国の投融资活動
- 民間では困難な長期・固定・低利の融資等を行う政策金融機関等へのファイナンスによって政策実現を支援



(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっている、端数において合計とは合致しないものがある。

財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ(令和6年度予算(概算))

(単位:億円)



----- は歳計外の資金の流れ

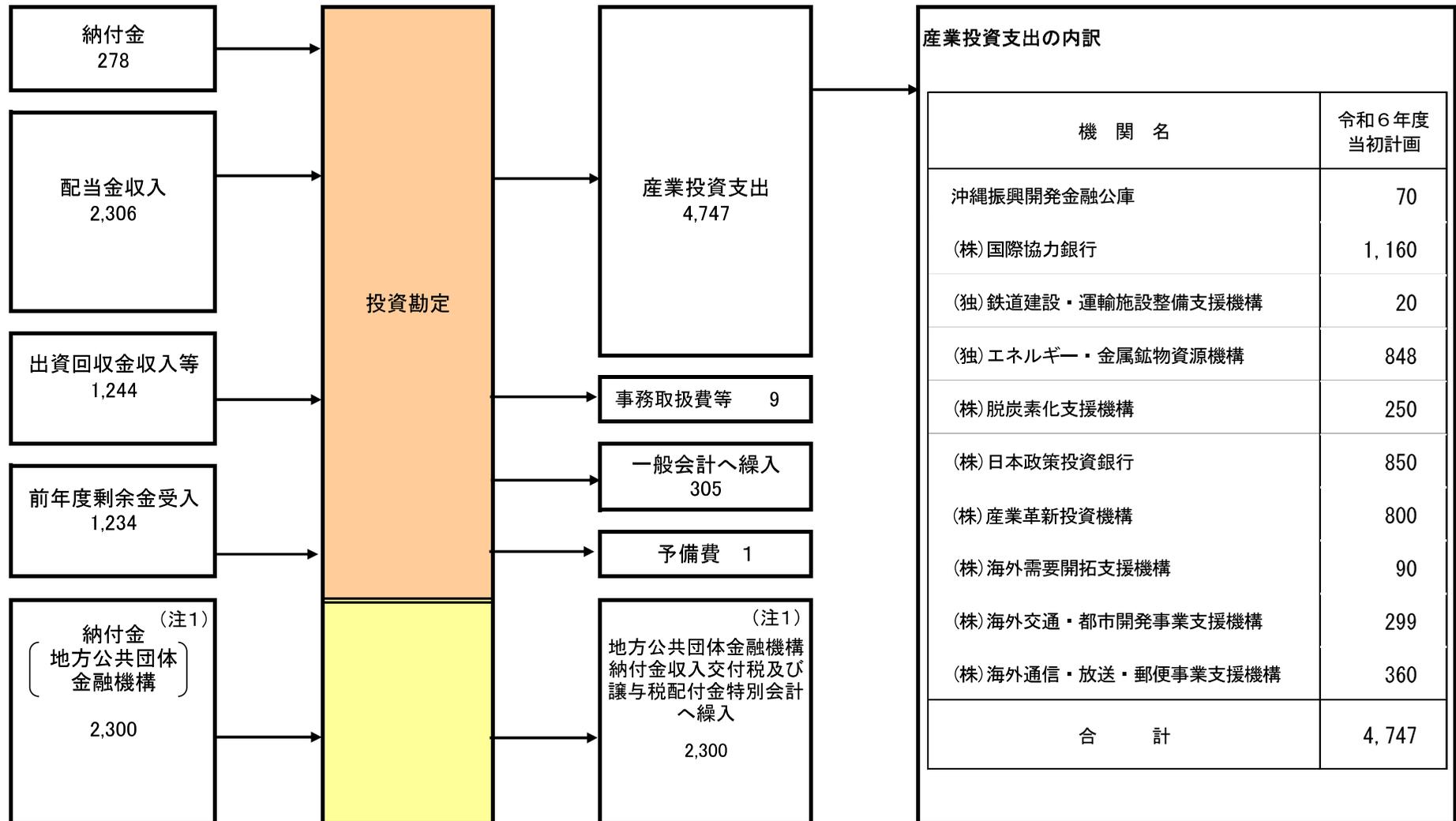
(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入

財政投融资特別会計投資勘定の資金の流れ(令和6年度予算(概算))

歳入総額 7,362

歳出総額 7,362

(単位:億円)



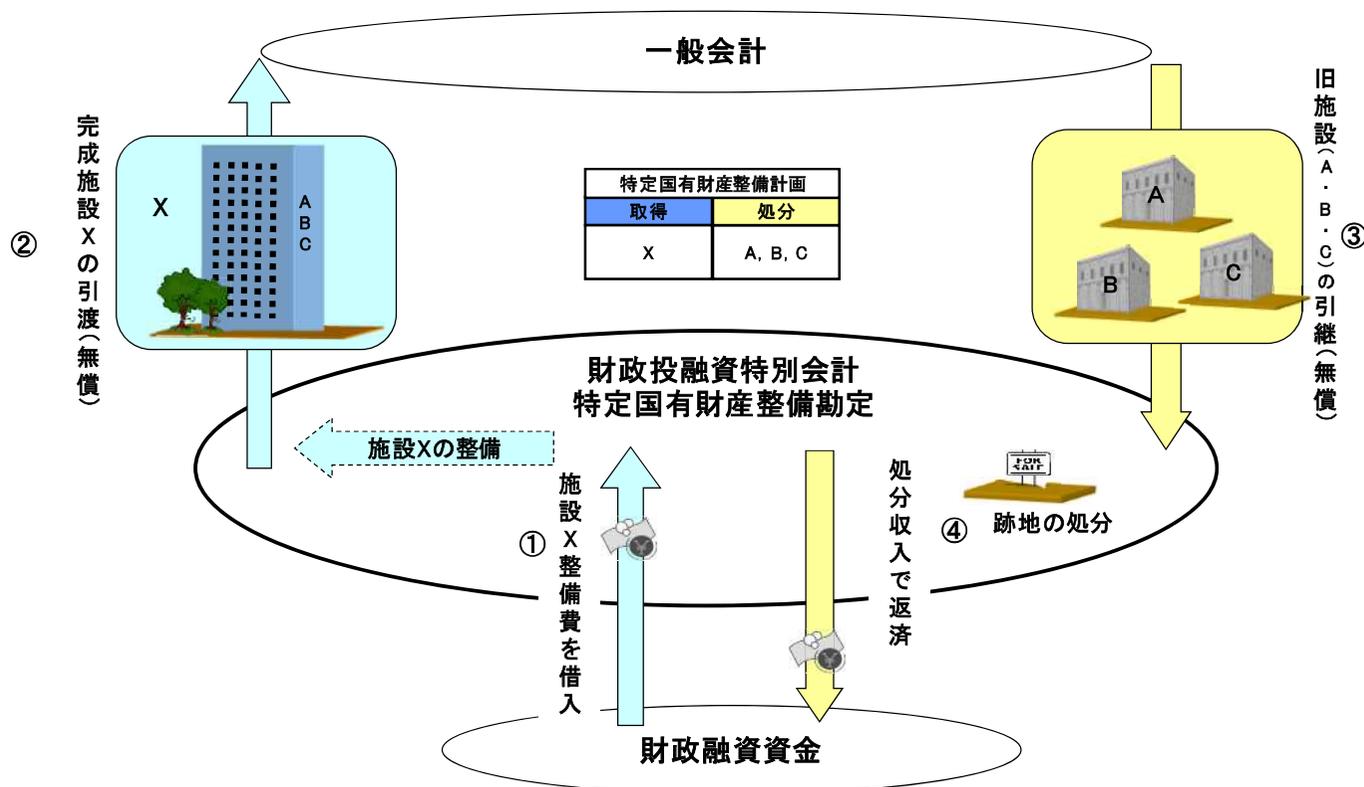
(注1) 地方公共団体金融機構からの納付金(2,300億円)は、地方の財源不足の補填に充てるために2,000億円を、森林環境譲与税の譲与財源に充てるために300億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れることとしている。

(注2) 各々の計数において億円未満を四捨五入。

特定国有財産整備計画及び特定国有財産整備勘定

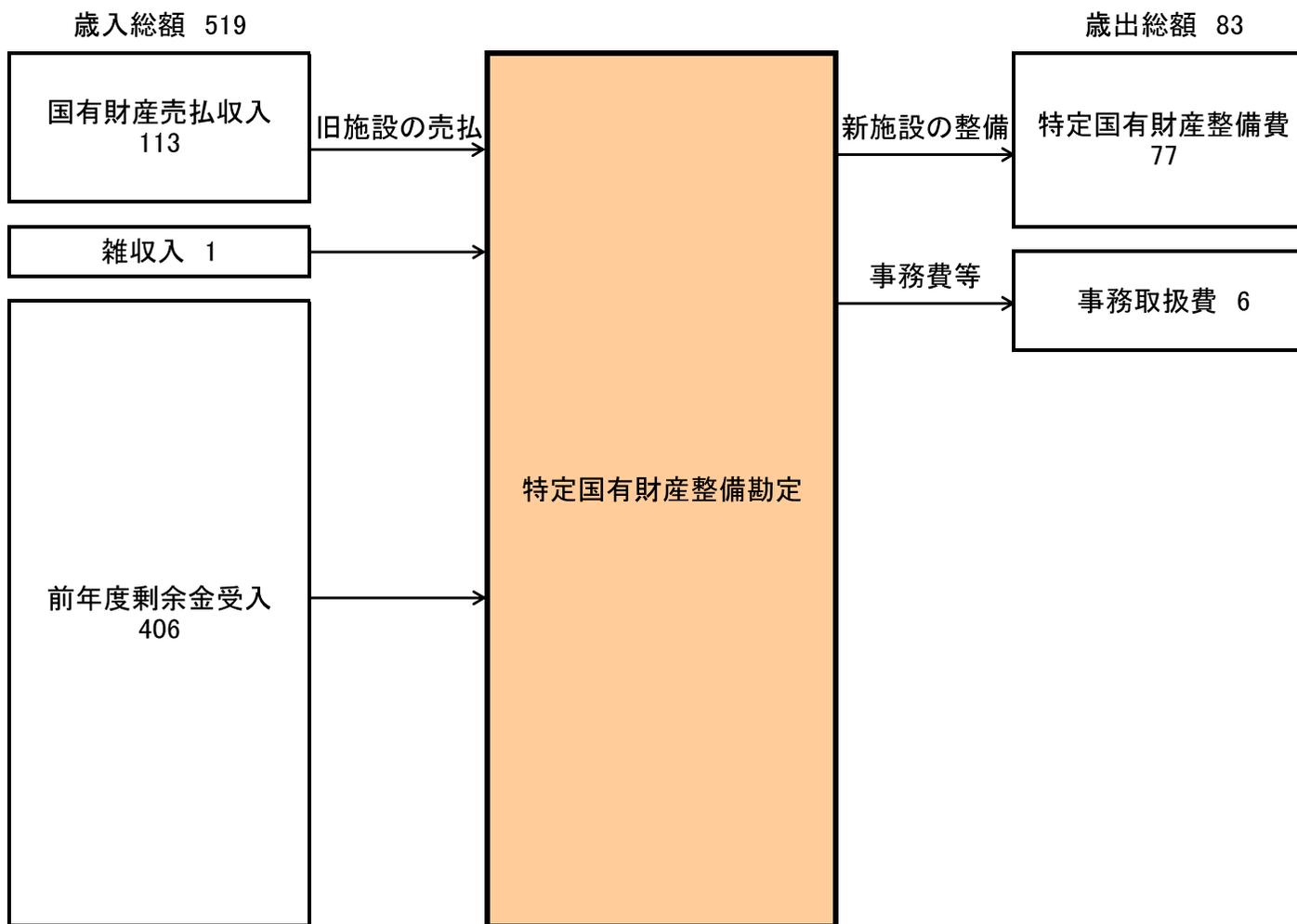
- 特定国有財産整備計画とは、庁舎等の集約立体化などを行う場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、財務大臣が財産の取得と処分を定める計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（以下、「庁舎法」）第5条）のことをいいます。
- 特定国有財産整備勘定は、整備費を税財源でなく借入金でまかない、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金を分割償還する仕組み。

（注）特定国有財産整備特別会計が特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定で経理を行うこととされており、事業完了後の残余財産は、一般会計に承継。



財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定の資金の流れ(令和6年度予算(概算))

(単位:億円)



(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入